

## 過労死防止基本法の制定を求める意見書

我が国は戦後の高度経済成長を経て、先進主要国としての地位を築き上げてきた。一方その過程において、過度の長時間労働や劣悪な職場環境を強いた一部の職場における「過労死」「過労自殺」の発生は、大きな悲劇を生み深刻な社会問題として認識されるようになった。

労働基準法は、労働者に週 40 時間、一日 8 時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止し、労働者の生命と健康を保護することをめざしている。しかし、過労死を防止するに十分とはいえない状況が生み出されている。また、個人や家族、個別の企業の努力だけでは限界があり、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

近年の精神疾患やパワハラへの対策を含め、今こそ企業、家族、社会に豊かさと幸福をもたらす立場であるはずの働く人の生命と尊厳を守らなければならない。

そこで過重労働による労働者の健康被害の実態等を踏まえた過労死、過労自殺防止対策を進めるための過労死防止基本法の制定を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 13 日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛